

○ 総務省告示第三百六十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七第一項第二号及び第三項第一号並びに別表第三号72の規定に基づき、令和六年総務省告示第四百四十七号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備等の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後			
一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の条件			
1 無線設備規則第四十九条の二十三の七第二項第二号の総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の(1)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の三の欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる値以下の値又は次の(2)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の三の欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる値以下の値とする。			
(1) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値			
一 チャネル間隔 (注1)	二 離調周波数 (注2)	三 周波数幅	四 隣接チャネル漏えい電力の許容値
一八〇kHz	二・六MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル
三MHz	三・四MHz	二・七MHz	(一) 五〇デシベル
五MHz	四MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル
	五MHz	四・五MHz	(一) 五〇デシベル
	一〇MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル
注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる人工衛星局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 2 離調周波数は、送信周波数帯域(チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔(一八〇kHzのものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。))の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。			
(2) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値			
一 チャネル間隔 (注1)	二 離調周波数 (注2)	三 周波数幅	四 隣接チャネル漏えい電力の許容値
一八〇kHz	二・六MHz	三・八四MHz	(一) 三六・二デシベル
三MHz	三・四MHz	二・七MHz	(一) 二九・二デシベル
五MHz	四MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル
	五MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル
	五MHz	四・五MHz	(一) 三二・二デシベル
一〇MHz	一〇MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル
	一〇MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル
注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる人工衛星局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 2 離調周波数は、送信周波数帯域(チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔(一八〇kHzのものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。))の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。			

改 正 前

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の条件

1 無線設備規則第四十九条の二十三の七第二項第二号の総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の(1)の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の中欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の下欄に掲げる値以下の値又は次の(2)の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の中欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の下欄に掲げる値以下の値とする。

(1) 〔同上〕

離調周波数(注)	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル
五MHz	四・五MHz	(一) 五〇デシベル
一〇MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(2) 〔同上〕

離調周波数(注)	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル
五MHz	四・五MHz	(一) 三二・二デシベル
一〇MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 無線設備規則第四十九條の二十三の七第三項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、七・一五・一九MHzを超え七・一七・八一MHz未満とする。		
3 無線設備規則別表第三号72に規定する総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。		
チャンネル間隔 (注1)	離調周波数 (注2)	不要発射の強度の許容値
一八〇kHz	〇kHz	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
	〇kHzを超え 一〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $27.5 - (31/100) \times \Delta f$ デシベル Δf は、離調周波数（kHz）とする。
	一〇〇kHz以上 一五〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-3.5 - (3/50) \times (\Delta f - 100)$ デシベル Δf は、離調周波数（kHz）とする。
	一五〇kHz以上 三〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-6.5 - (7/50) \times (\Delta f - 150)$ デシベル Δf は、離調周波数（kHz）とする。
	三〇〇kHz以上 五〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-27.5 - (3/100) \times (\Delta f - 300)$ デシベル Δf は、離調周波数（kHz）とする。
	五〇〇kHz以上 一・七〇〇MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五デシベル以下の値
三MHz	一・〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五デシベル以下の値
	一・〇〇〇kHz以上 五・五MHz未満	任意の一・〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）八・五デシベル以下の値
	五・五MHz以上 六MHz未満	任意の一・〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三・五デシベル以下の値
五MHz	一・〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五デシベル以下の値
	一・〇〇〇kHz以上 五・五MHz未満	任意の一・〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）八・五デシベル以下の値
	五・五MHz以上 六MHz未満	任意の一・〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一一・五デシベル以下の値

〔新設〕

2 無線設備規則別表第三号70に規定する総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。	
離調周波数（注）	不要発射の強度の許容値
一・〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一・〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一・〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）八・五デシベル以下の値
五MHz以上六MHz未満	任意の一・〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一一・五デシベル以下の値
六MHz以上一〇MHz未満	任意の一・〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三・五デシベル以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

	六MHz以上 一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・五デシベル以下の値
注 1 チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる人工衛星局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。		
2 離調周波数は、送信周波数帯域(チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャンネル間隔(一八〇kHzのものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャンネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。))の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。		
4 無線設備規則別表第三号72に規定する総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。		
周波数(注)	不要発射の強度の許容値	
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値	
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値	
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(四七〇MHz以上七二〇MHz以下、七二〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四〇MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値	
四七〇MHz以上七二〇MHz以下	1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(二)二六・二デシベル以下の値 2 1に掲げる以外のものにあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値	
七七〇MHz以上七七三MHz未満	1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三三デシベル以下の値 2 1に掲げる以外のものにあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値	
七七三MHz以上八〇三MHz以下	1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値 2 1に掲げる以外のものにあつては、任意の一、	

3|| 無線設備規則別表第三号70に規定する総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

周波数(注)	不要発射の強度の許容値	
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値	
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値	
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値	
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値	
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五二〇・九MHz以下、一、五二〇・九MHz以上一、八八〇MHz以下、一、八八〇MHz以上二、〇一〇MHz以上二、〇一〇MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、〇二五MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値	
一、四七五・九MHz以上一、五二〇・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値	
一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値	
一、九一〇・〇MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二五デシベル以下の値	
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値	
二、一七〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値	

一、九一〇・〇 MHz 以上二、九一五・七 MHz 以下	1 一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二五デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇デシベル以下の値
二、一一〇 MHz 以上二、一四四・四 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇デシベル以下の値
二、一四四・四 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	1 七一五 MHz を超え七一八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇デシベル以下の値
二、三三〇 MHz 以上二、三七〇 MHz 以下	1 七一五 MHz を超え七一八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
三、四〇〇 MHz 以上三、五七四・七 MHz 以下	1 七一五 MHz を超え七一八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
三、五九〇・三 MHz 以上四、一〇〇 MHz 以下	1 七一五 MHz を超え七一八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
四、五〇〇 MHz 以上四、九〇〇 MHz 以下	1 七一五 MHz を超え七一八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇デシベル以下の値

備考	
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔二 同上〕
〔二 略〕 注 七二〇MHzを超え七七〇MHz未満及び一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満の周波数については、一八〇kHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から十二・五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては、送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。	2 以下の値 1 1に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値